

守谷市教育委員会定例会会議録 平成28年4月

1. 日 時 平成28年4月26日(火) 午前9時30分

2. 場 所 守谷市役所C棟2階第9会議室

3. 出席委員 教 育 長 後藤 光良
教育長職務代理者 高山 博
教育委員 山本 キヨ
教育委員 前山 文栄
教育委員 町田 香

4. 欠席委員 な し

5. 説明のための出席者

教育部長 山崎 浩行
教育部次長兼生涯学習課長 飯塚 哲夫
参事補 濱田 耕志
学校教育課長 高橋 均
指導室長 奈幡 正
学校給食センター所長 江幡 徳照

6. 傍 聴 人 な し

7. 会議に付した事項

(1) 議決事項

議案第10号 「守谷市長と守谷市教育委員会との地方自治法第180条の3の規定に基づく協議について」
議案第11号 「専決処分の承認を求めることについて（教育委員会事務局職員の人事異動）」
議案第12号 「専決処分の承認を求めることについて（議会の議決を経るべき議案に対する意見について）」

(2) 協議事項

協議第2号 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の事務取扱いについて」

(3) 報告事項

報告第4号 「守谷市社会教育委員の委嘱について」
報告第5号 「守谷市文化財保護審議会委員の委嘱について」
報告第6号 「守谷市スポーツ推進委員の委嘱について」

(4) その他 「小中学校の現状について」
「各課業務報告」

【１．開会宣言】 教育長	午前 9 時 30 分 開会を宣言
【２．会議録署名委員の指名】 教育長	本会の会議録署名人を指名
【３．議決事項】 教育長 学校教育課長 教育長 委 員 教育長 委 員 教育長 学校教育課長 教育長 委 員 教育長 委 員 教育長	議案第 10 号「守谷市長と守谷市教育委員会との地方自治法 180 条の 3 の規定に基づく協議について」説明を求める。 議案第 10 号「守谷市長と守谷市教育委員会との地方自治法 180 条の 3 の規定に基づく協議について」を説明する。 本案は、市長からの地方自治法第 180 条の 3 の規定に基づく協議について、同意することについて教育委員会事務委任規則の規定により議決を求めるものです。教育委員会職員は、市長権限である予算執行等の事務が行えないことから、市長部局の職員を兼務させるための協議である。 各委員に質疑を求める。 特になし 議案第 10 号「守谷市長と守谷市教育委員会との地方自治法 180 条の 3 の規定に基づく協議について」採決する。 全員賛成 原案のとおり可決する。 議案第 11 号「専決処分の承認を求めることについて（教育委員会事務局職員の人事異動）」説明を求める。 議案第 11 号「専決処分の承認を求めることについて（教育委員会事務局職員の人事異動）」説明をする。 本案は、教育委員会事務委任規則の規定により、教育委員会事務局並びに所管に属する教育機関の職員の任免、その他人事に関する事項は委員会の議決事項であるが、委員会を招集するいとまがなく教育委員会事務専決規程に基づき事務局職員の人事に異議がないことを教育長が専決処分したので委員会に報告し、承認を求めるものです。 各委員に質疑を求める。 特になし 議案第 11 号「専決処分の承認を求めることについて（教育委員会事務局職員の人事異動）」採決する。 異議なし 異議なしと認め、原案のとおり承認する。 議案第 12 号「専決処分の承認を求めることについて（議

学校教育課長 教育長 委 員 教育長 委 員 教育長	会の議決を経るべき議案に対する意見について)」説明を求める。 議案第 12 号「専決処分の承認を求めることについて（議会の議決を経るべき議案に対する意見について）」を説明する。 本案は教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 4 号に規定する歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分、その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案については、委員会の意見を聴くことになるが、委員会を招集するいとまがなく、教育委員会事務専決規程に基づき、議会に教育に関する議案を提出することについて、同意することを教育長が専決処分したので、委員会に報告し、承認を求めるものです。 各委員に質疑を求める。 特になし 議案第 12 号「専決処分の承認を求めることについて（議会の議決を経るべき議案に対する意見について）」採決する。 異議なし 異議なしと認め、原案のとおり承認する。
【4. 協議事項】 教育長 教育部長 委 員 教育長	協議第 2 号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の事務取扱について」説明を求める。 協議第 2 号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の事務取扱について」説明をする。 — 協 議 — 異議なしと認め、決定する。
【5. 報告事項】 教育長 生涯学習課長	報告第 4 号「守谷市社会教育委員の委嘱について」、報告第 5 号「守谷市文化財保護審議会委員の委嘱について」、報告第 6 号「守谷市スポーツ推進委員の委嘱について」一括して報告を求める。 報告第 4 号「守谷市社会教育委員の委嘱について」報告する。社会教育委員 15 名について委嘱したので報告する。委嘱期間は平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までとなる。 報告第 5 号「守谷市文化財保護審議会委員の委嘱について」報告する。文化財保護審議会委員 8 名について委嘱したので報告する。委嘱期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 31

教育長 委 員 生涯学習課長 委 員 生涯学習課長	年 3 月 31 日までとなる。 報告第 6 号「守谷市スポーツ推進委員の委嘱について」報告する。スポーツ推進委員については既に議決いただいているが、学校関係から選出する者について、校長会から推薦があった 2 名について委嘱したので報告する。委嘱期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日となる。 各委員に質問を求める。 文化財保護審議会の定数は何人か。 8 人以内となる。 文化財保護審議会委員に教員を 1 名選出していたと思うが、今回選出していないのはなぜか。 埋蔵文化財の関係で、教員 1 名を選出していた。定数の減員に当たり、大規模開発も少なくなり、埋蔵文化財関係の委員は選出していない。 学校関係者からの選出ではなく、埋蔵文化財の見識があることで教員が委員を務めていたということです。
【5. その他】 教育長 指導室 教育長 委 員 指導室長 委 員 指導室長 教育長 指導室長	総合教育支援センター業務の進捗について報告を求める。 総合教育支援センター業務の進捗状況について報告する。 センター設置に当たっては、貴重な意見、助言を頂き、円滑に活動を開始することができた。専門スタッフを統合化することでの成果を感じている。(資料に基づき研修・作業内容及び活動計画・方針について説明) 各委員に質問を求める。 土・日曜日は開設しているのか。 開設していない。 休日に相談したい希望があった場合の対応は、どうなるのか。 平日の開所日に来ていただくことになる。 総合教育センター業務の状況は、定期的に報告させていただく。 小中学校の現状について報告を求める。 以下について報告 ○訪問・研修事業について ・教育委員会活動方針説明会（4/20 市役所） ○児童生徒の様子について ・児童生徒数及び学級数について ・全国学力・学習状況調査の実施について（4/19）

教育長 学校教育課長 生涯学習課長 学校給食センター所長 【6. 閉会宣言】 教育長	・熊本地震に対する募金活動の実施について（小中学校） ○一貫教育「きらめきプロジェクト」の取組について ・入学式・PTA総会等で保護者・地域への周知啓発 ・グランドデザインの一部統一化に伴う授業改善 ○教職員・児童生徒の交通事故について ・児童生徒交通事故者のけがの程度及び要因について 件数 小学校 0 件 中学校 1 件（4 月 26 日現在） 要因 自転車 1 件 その他 0 件 ※児童生徒の不注意 0 件 程度 打撲又は擦過傷 ・教職員の交通事故の状況 件数 0 件（4 月 26 日現在） ○いじめの現状について ・認知件数と対応について（3 月末現在） 認知件数 43 件 解消 30 件 継続支援中 13 件 ○不登校の現状について ・3 月末現在の不登校者数の報告 人数（不登校率） 小学校 33 人（0.79%） 中学校 48 人（2.74%） 各課の業務状況について報告を求める。 資料に基づき以下について報告 ○児童生徒数について ○新入学児童への寄贈品について ○平成 28 年度工事予定について ○インフルエンザ等による学級閉鎖について 資料に基づき以下について報告 ○図書館利用状況について 貸出冊数 860,810 冊（3 月末現在） ○社会教育委員からの提言について 資料に基づき以下について報告 ○学校給食実施状況について ○賄材料費執行状況について ○地場産野菜使用率について ○異物混入について 午後 14 時 35 分 閉会宣言
--	--